

日本の信託

2017



〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階
TEL:03-6206-3981
<http://www.shintaku-kyokai.or.jp>



本資料は、信託制度の概要や信託業界の動向等を紹介し、
信託の観念の普及を目的として作成しているものであり、個別
の金融商品の勧誘・推奨を目的としたものではありません。

目次

信託制度は、社会・経済の重要なインフラとして発展を続けてきました。信託への期待は高まっており、信託財産総額は1,000兆円を越える規模にまで拡大しています。

信託機能の発揮による 社会・経済の発展・成長への貢献

少子高齢化の進展を背景に、円滑な資産承継や財産管理、世代間の資産移転に関するニーズは着実に増えており、「遺言信託」や「遺言代用信託」、「後見制度支援信託」、「教育資金贈与信託」といった信託商品の利用は拡大しています。また、国民の安定的な資産形成に向けて、信託業界は資産運用や資産管理などの重要な役割を担っております。

顧客本位の業務運営に努め、信託商品の普及に取り組み、貯蓄から資産形成への流れを加速させるとともに、新たな商品・サービスの開発・提供に知恵を絞り、社会・経済の発展・成長に貢献して参ります。

信託に対する信頼の向上

信託は、委託者と受託者の強い信頼関係を基に、委託者の所有する財産権を受託者に移転し、管理・運用を行う制度です。信託業界は、自らに負託された信頼の重みを認識し、法的な義務を果たすことはもとより、高い倫理意識を持ち高度な専門性を発揮することで、お客さまの信頼にお応えするよう努めてまいります。信託に対する期待が高まるなか、フィデューシャリー・デューティーを全うし、信託に対する一層の「信頼」の向上に尽力して参ります。

1	信託の仕組み	3
2	信託業の担い手	4
	信託業の主な担い手	4
	信託兼営金融機関、運用型信託会社、管理型信託会社	4
	信託銀行等の店舗の設置状況(平成29年3月末現在)	4
	信託サービスの利用者の窓口	4
	信託契約代理店および相続関連業務等に関する代理店、 金融商品取引業者	4
3	信託の受託概況(信託の機能別分類に基づく計数)	5
4	主な信託商品等	6
	(1) 個人向け	6
	金銭信託	6
	結婚・子育て支援信託	6
	教育資金贈与信託	7
	遺言代用信託等	7
	相続関連業務	8
	投資信託	9
	不動産業務	9
	(2) 法人向け	10
	年金信託	10
	ESOP信託	10
	財産形成信託	11
	資産流動化の信託	11
	資産保全を目的とする信託	12
	担保権の信託(セキュリティ・トラスト)	12
	受益証券発行信託	12
	有価証券の信託	13
	証券代行業務	13
	不動産業務	13
	(3) 公益・福祉	14
	公益信託	14
	特定寄附信託	14
	特定贈与信託	15
	後見制度支援信託	16
5	信託業界・協会を巡る動向	17
	(1) 主な出来事	17
	税制改正要望	17
	規制改革に関する提案	17
	第92回信託大会の開催	17
	「動画で学ぶ信託～信託の活用事例、信託商品のご紹介～」の公開	18
	(2) 信託業界のあゆみ	19
	(3) 信託業界の動き	20
6	信託協会の概要	21
	(1) 目的および事業	21
	(2) 組織	21
	(3) 信託協会加盟会社一覧(平成29年7月現在)	22

1 信託の仕組み

信託とは、『委託者が信託行為（例えば、信託契約、遺言）によってその信頼できる人（受託者）に対して金銭や土地などの財産を移転し、受託者は委託者が設定した信託目的に従って受益者のためにその財産（信託財産）の管理・処分などをする』制度です。

このように信託では、相手への信頼が前提となっており、それだけに受託者には、信託法、信託業法等において、善管注意義務、忠実義務、分別管理義務といった厳しい義務が課せられています。

受託者の義務

●善管注意義務

受託者は、善良な管理者の注意をもって信託事務の処理をしなければなりません。

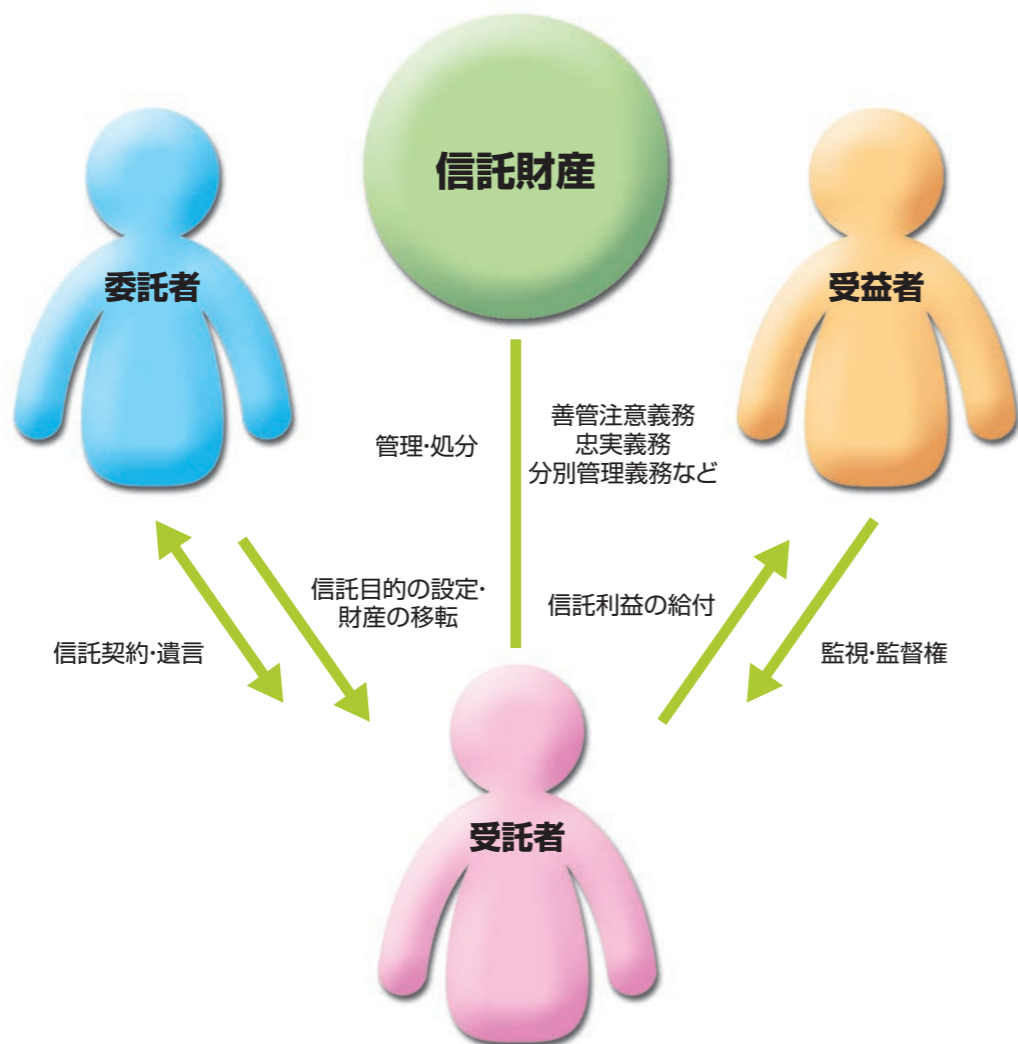
●忠実義務

受託者は、受益者のため忠実に信託事務の処理をしなければなりません。

●分別管理義務

受託者は、信託財産に属する財産と固有財産（受託者の個人財産）や他の信託財産に属する財産とを、分別して管理しなければなりません。

信託の仕組み



2 信託業の担い手

信託業の主な担い手

	設立根拠法	免許・登録	組織形態	最低資本金の額	営業保証金の額	主な取扱業務
信託兼営金融機関 <small>注1</small>	銀行法(設立) 兼営法(信託業務の兼営認可) <small>注2</small>	免許 <small>注2</small>	銀行等の金融機関	20億円 <small>注2</small>	2,500万円	信託業務 併営業務 銀行業務
運用型信託会社 (運用型外国信託会社を含む) <small>注3</small>	信託業法	免許	株式会社	1億円	2,500万円	信託業務 兼業業務
管理型信託会社 (管理型外国信託会社を含む) <small>注3</small>	信託業法	登録 (3年毎に更新)	株式会社	5,000万円	1,000万円	管理型信託業務 兼業業務

注1 信託兼営金融機関には、信託銀行、都市銀行、地方銀行等があります。

注2 銀行以外の金融機関の設立、免許、組織形態および最低資本金の額は、それぞれの根拠法によります。

注3 平成29年8月時点で、運用型信託会社7社、管理型信託会社13社が営業しています。

信託銀行等の店舗の設置状況(平成29年3月末現在)

(単位:店舗)

	北海道	東北	関東	東海	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
店舗数	8	9	327	10	35	210	17	6	31	653

(注) 本表は、信託兼営金融機関（都銀および地域金融機関を除く）と信託会社の店舗数です。これ以外に地方銀行等（1,440店）が信託業務を営んでいます。

信託サービスの利用者の窓口

信託契約代理店および相続関連業務等に関する代理店

設置状況(平成29年3月末現在)

(単位:行・金庫・組合・社・人・店舗)

業態	代理店数		取扱店舗数	
	業態	代理店数	取扱店舗数	取扱店舗数
法	信託銀行・都市銀行等	9	1,291	
	地方銀行	61	3,469	
	第二地方銀行	25	1,355	
融	信金中	1	19	
	信用金庫	94	1,852	
	商工中	1	95	
機	信用組合	1	1	
	信用農業協同組合連合会	14	23	
	農業協同組合	78	501	
人	計	284	8,606	
	事業会社等	38	1,096	
個人		0	0	
合計		322	9,702	

金融商品取引業者

信託受益権の販売は、金融商品取引法上、第二種金融商品取引業および登録金融機関業務として規制されており、第二種金融商品取引業者および登録金融機関であれば、取り扱うことができます。

3 信託の受託概況 (信託の機能別分類に基づく計数)

信託の受託概況 (信託の機能別分類に基づく計数) 注1 (3月末現在)

(単位:兆円)

機能別分類	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
資産運用型信託 注2	121.9	119.3	127.0	123.5	114.7
金銭信託	27.6	28.9	30.7	33.4	28.3
年金信託	35.8	40.0	42.0	40.0	35.4
金銭信託以外の金銭の信託	1.5	1.7	1.9	1.6	1.5
有価証券の信託	53.3	45.3	48.6	44.9	46.2
包括信託 注5	3.3	3.1	3.5	3.3	3.1
資産管理型信託 注3	592.7	650.5	720.4	778.4	838.2
金銭信託	95.7	95.6	88.6	92.7	98.1
年金信託	42.0	43.2	44.9	45.6	45.9
投資信託	111.1	124.3	144.7	166.5	181.6
金銭信託以外の金銭の信託	12.0	14.8	17.6	20.7	26.6
再信託	261.8	293.9	326.3	347.0	370.6
包括信託 注5	69.9	78.5	98.0	105.8	115.1
資産流動化型信託 注4	58.5	58.3	62.4	65.1	69.7
金銭債権の信託	32.5	31.1	31.8	31.8	33.0
不動産の信託	25.3	26.4	29.5	32.1	34.5
その他とも合計	797.1	852.0	933.3	989.3	1,058.1

注1 本表の計数は、信託協会が作成した複数の統計資料を利用して作成した概数です。また、機能別分類の内訳には、主な信託商品を掲載しています。

注2 資産運用型信託とは、受託者(信託銀行等)が自らの裁量により資産を運用する信託をいいます。

注3 資産管理型信託とは、受託者(信託銀行等)が委託者等の指図に基づき資産を管理する信託をいいます。なお、再信託とは、信託銀行等が委託者になったものをいいます。

注4 資産流動化型信託とは、資産の流動化を図り、原資産保有者が資金調達を行うための信託をいいます。

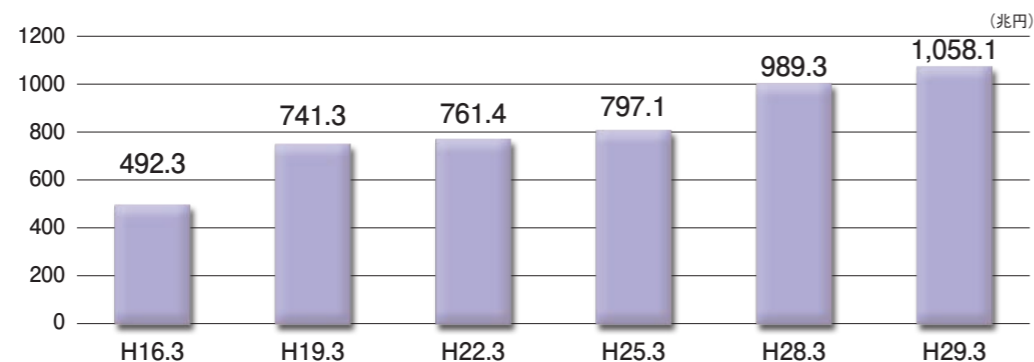
注5 包括信託とは、金銭、有価証券など複数の種類の財産を同時に信託するものをいいます。

信託財産総額が1,000兆円を突破しました

信託財産総額は、平成28年(2016年)11月末に1,004.6兆円となり初めて1,000兆円を突破し、平成29年(2017年)3月末には1,058.1兆円となり、史上最高額を更新しています。

昭和61年(1986年)8月には100兆円、平成16年(2004年)4月には500兆円を超えており、100兆円を超えてからおよそ18年間で5倍、30年間で10倍と順調に伸びています。

●信託財産総額の推移



4 主な信託商品等

信託銀行等注1が取り扱っている主な信託商品等は次のとおりです。

なお、このほかに、信託兼営金融機関では、預金、貸出、為替、投資信託・保険の販売など銀行の業務も取り扱っています。

(1) 個人向け

金銭信託

金銭信託には、いろいろな種類があり、目的に合わせて利用されています。

例えば、元本補てん契約付の合同運用指定金銭信託(一般口)や運用実績に応じて収益金が支払われる実績配当型の金銭信託があり、顧客のニーズに応じた貯蓄・投資手段として、広く利用されています。

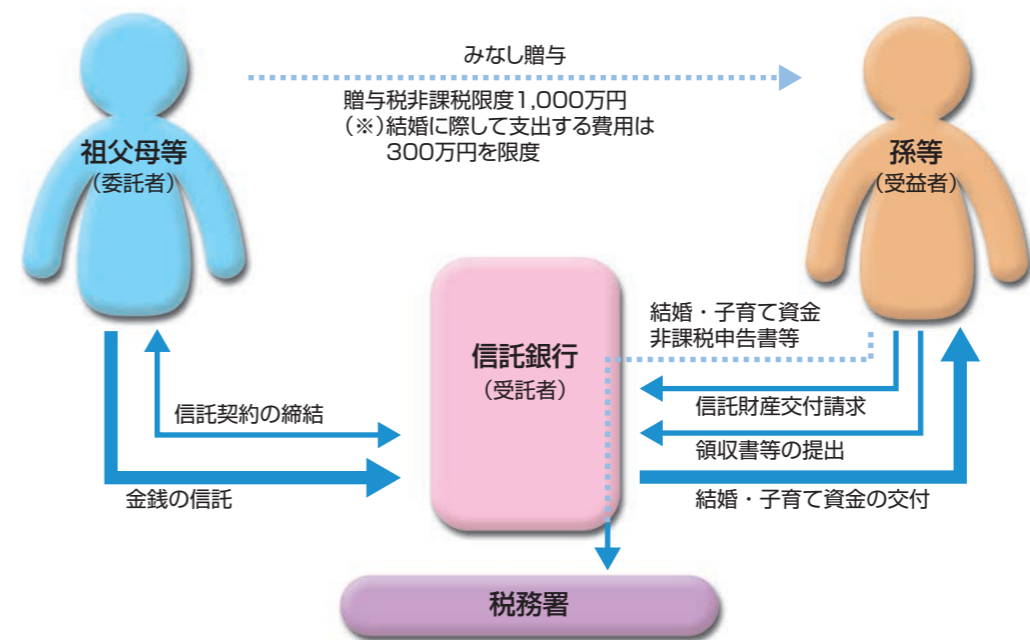
結婚・子育て支援信託

結婚・子育て支援信託は、孫等の結婚・子育て資金として祖父母等が信託銀行等に金銭を信託した場合に、1,000万円(結婚に際して支出する費用については300万円)を限度として贈与税が非課税となる信託です。(ただし、平成31年3月31日までの間に信託されたものに限られます。)

この信託では、贈与をする者は、贈与を受ける者の直系尊属(祖父母等)に限られ、また、贈与を受ける者は、信託を設定する日において20歳以上50歳未満の個人に限られています。

なお、結婚・子育て支援信託の契約数(累計)は5,136件、信託財産設定額(累計)は132億円(平成29年3月末現在)となっています。

●結婚・子育て支援信託の仕組み



注1 「信託銀行等」とは、「信託兼営金融機関および信託会社」をいいます。(以下、本冊子で同じ)

●結婚・子育て支援信託の創設の背景

平成27年度税制改正において「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が創設されたことを受けて、信託銀行等は、平成27年4月から「結婚・子育て支援信託」の取扱いを開始しました。また、平成28年度税制改正において、不妊治療費用のうち薬局に支払う医薬品代、産前産後の母親の医療費、母親の産後健診費用が特例の対象となることが明確化されました。

● 教育資金贈与信託の創設の背景

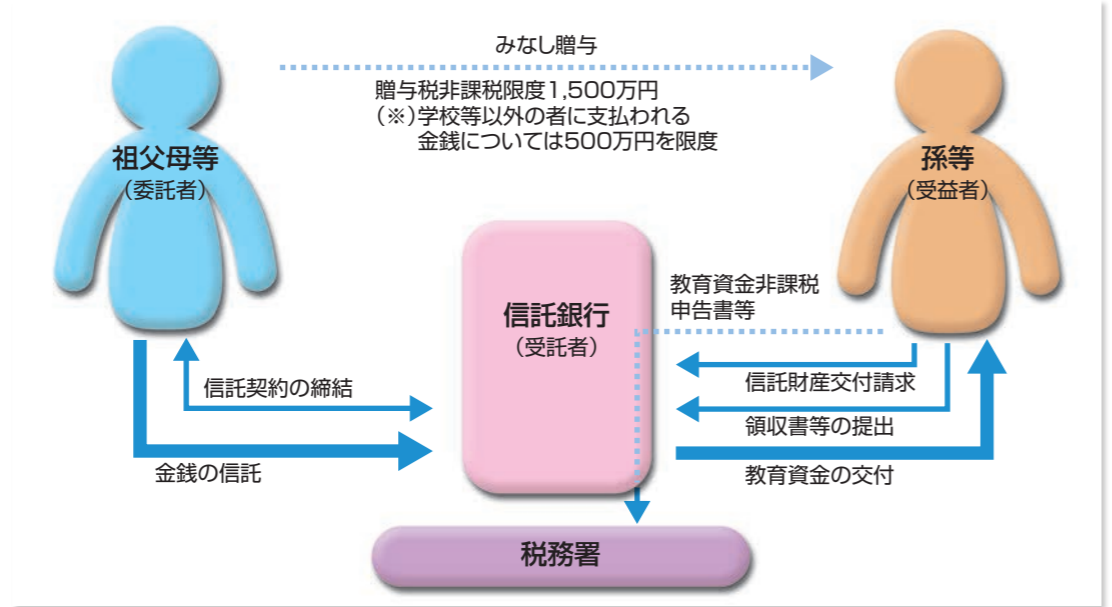
平成25年度税制改正において「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」が創設されたことを受けて、信託銀行等は、平成25年4月から「教育資金贈与信託」の取扱いを開始しました。また、平成27年度税制改正において、本特例措置の適用期限が平成31年3月31日まで延長されるとともに、特例の対象となる教育資金の範囲に、通学定期券代、留学渡航費などが加えられました。

● 教育資金贈与信託

教育資金贈与信託は、孫等の教育資金として祖父母等が信託銀行等に金銭を信託した場合に、1,500万円（学校等以外の教育資金の支払いに充てられる場合には500万円）を限度として贈与税が非課税となる信託です。（ただし、平成31年3月31日までの間に信託されたものに限られます。）

この信託では、贈与をする者は、贈与を受ける者の直系尊属（祖父母等）に限られ、また、贈与を受ける者は、信託を設定する日において30歳未満の個人に限られています。

● 教育資金贈与信託の仕組み



■ 教育資金贈与信託の受託状況の推移 (単位:件、億円)

年	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
契約数(累計)	67,073	118,554	160,234	178,983
信託財産設定額(累計)	4,476	8,030	10,925	12,382

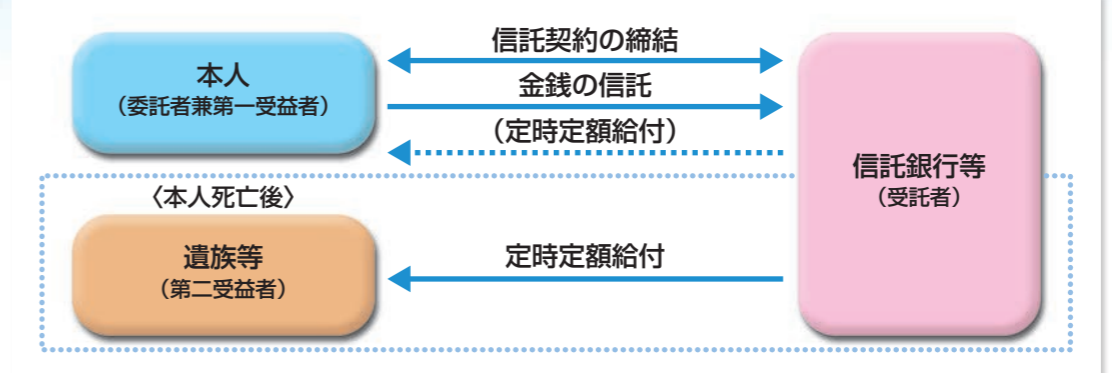
● 遺言代用信託等

超高齢社会の到来を背景に、個々の家族の事情にあわせて生存配偶者や子女の生活の安定を図るための信託が活用されています。

信託銀行等では、このようなニーズに応じて、例えば、本人の生存中は本人を受益者とし、死亡後は本人の子・配偶者などを受益者とする『遺言代用信託』、本人の生存中は本人を受益者とし、死亡後は本人の配偶者を、配偶者の死亡後はさらに本人の子を連続して受益者とする『後継ぎ遺贈型の受益者連続信託』といった信託を取り扱っています。

なお、遺言代用信託の平成28年度の新規受託件数は14,637件となっています。

● 遺言代用信託のイメージ



■ 遺言代用信託の受託件数の推移 (単位:件)

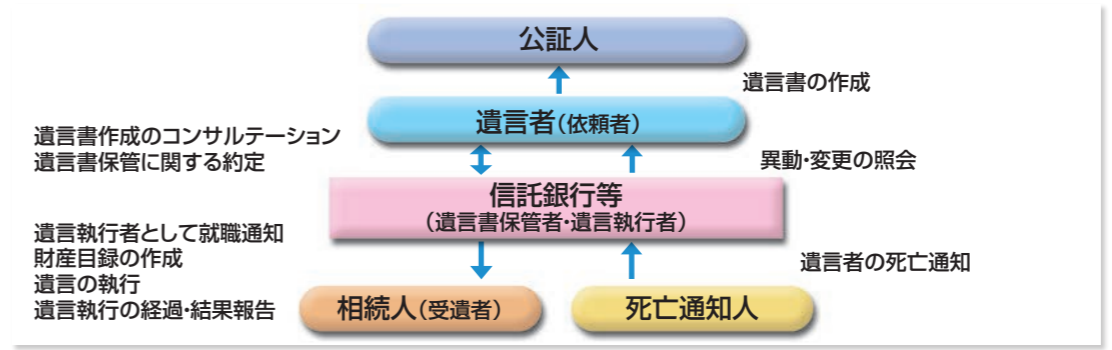
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
年度合計	17,926	45,559	41,048	29,115	14,637
累計	18,051	63,610	104,658	133,773	148,410

● 相続関連業務

高齢者の資産の蓄積や核家族化の進展により、財産の円滑な承継を行うための有効な手段として、相続関連業務への関心が高まっています。

信託銀行等では、遺言書の保管から財産に関する遺言の執行までを行う『遺言信託業務』、相続財産目録の作成や遺産分割手続き等を行う『遺産整理業務』といった相続関連業務を行っています。

● 遺言信託業務の仕組み



■ 相続関連業務の実績の推移 (単位:件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
遺言書の保管件数	81,457	88,448	97,709	108,623	118,315
保管のみ	5,838	5,824	5,877	5,916	6,101
執行付	75,619	82,624	91,832	102,707	112,214
遺産整理	2,984	3,475	4,045	4,784	5,186

(注)遺言書の保管件数は年度末現在の計数、遺産整理の計数は年度中の実績です。

投資信託

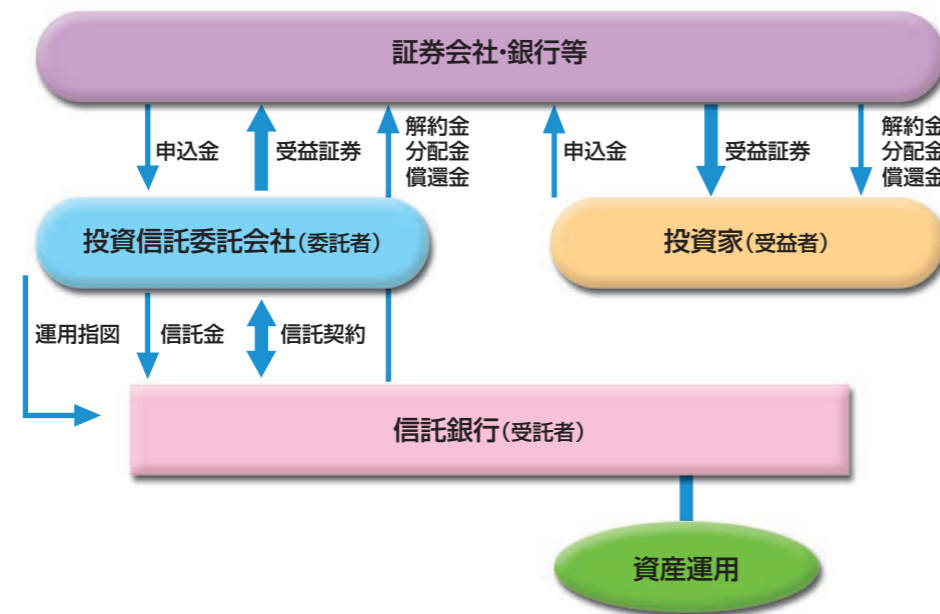
投資信託は、個人投資家等から集めた資金をまとめて、専門家が投資家に代わって有価証券や不動産などに運用し、その運用成果を投資家に分配する信託です。

信託銀行は受託者として、財産管理機能を発揮して投資信託財産の管理を行っています。

また、信託銀行をはじめ各種金融機関は、顧客の資産運用のニーズの多様化に応えるため、投資信託の窓口販売を行っています。

なお、投資信託の受託残高は、181兆円（平成29年3月末現在）となっています。

●投資信託（委託者指図型）の仕組み



(注)投資信託には、投資信託委託会社が受託者である信託銀行等に運用指図を行う「委託者指図型投資信託」と信託銀行等が自らの裁量で運用を行う「委託者非指図型投資信託」があります。

不動産業務

信託銀行等は、住宅や店舗・ビル等の売買・賃貸借の仲介、不動産会社との提携によるマンション・住宅の分譲等、さまざまな不動産業務を展開しています。

また、専門スタッフを多数擁し、全国に広がる店舗を駆使してサービスの提供に努めています。

(2) 法人向け

年金信託

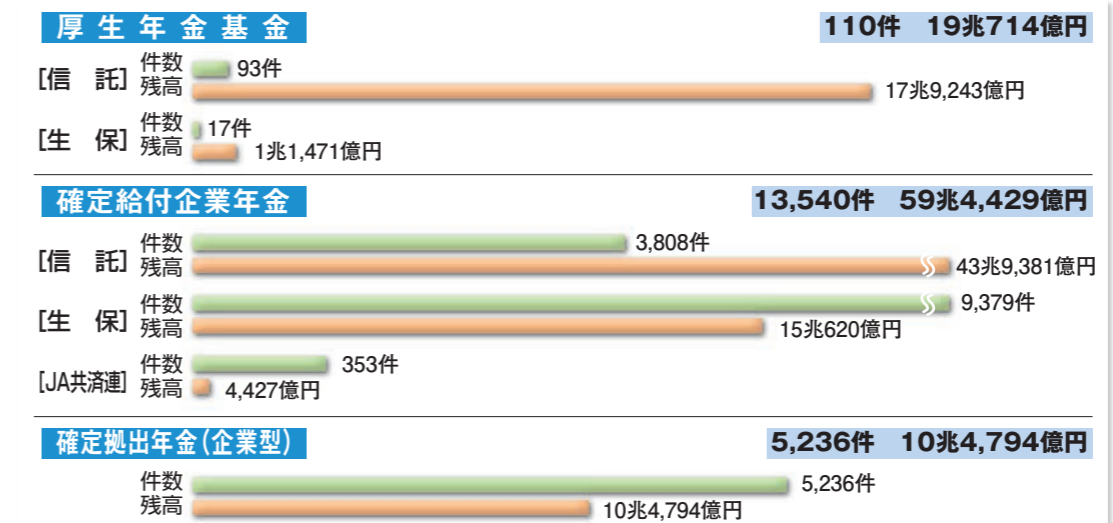
企業年金制度は、民間企業や団体が従業員に対して、退職後の所得を保障する目的で独自に行う年金制度で、上場企業の多くが採用しています。

信託銀行では、厚生年金基金信託、確定給付企業年金信託および確定拠出年金信託を取り扱っており、年金資産の管理・運用を行うとともに、加入者・受給者の管理、年金数値計算、給付金の支払いなどを行っています。

なお、年金数値計算を行う専門スタッフとして、年金数理人189人、アクチュアリー192人（平成29年3月末現在）を擁しています。

また、自営業者等の老後の所得保障の充実を目的とした国民年金基金制度に基づき、信託銀行では国民年金基金信託も取り扱っており、受託残高は4兆501億円（平成29年3月末現在）となっています。

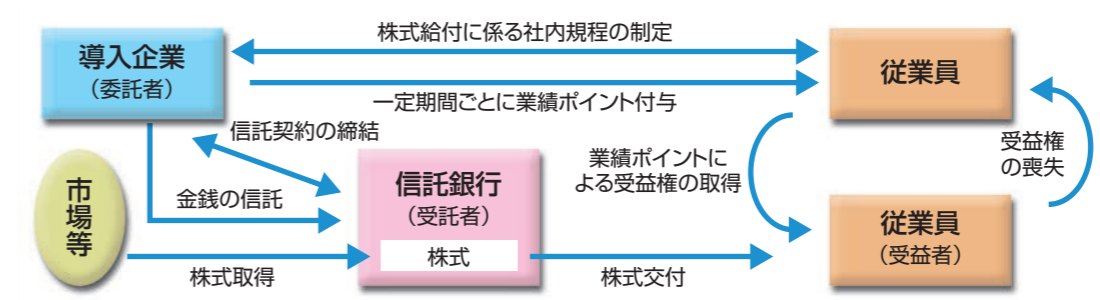
●企業年金の受託概況（平成29年3月末現在）



ESOP信託

近年、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）を参考に信託スキームを活用した『ESOP信託』が注目されています。この信託には、従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する「株式給付型」や従業員持株会の仕組みを発展させた「持株会型」があります。

●ESOP信託（株式給付型）の仕組み



●確定給付企業年金

確定給付企業年金は、将来にわたって約束した給付を支給する企業年金制度です。確定給付企業年金には、規約型企業年金と基金型企業年金があります。

●確定拠出年金

確定拠出年金は、従業員（委託者）の指示による積み立て期間中の運用の成果により、将来受け取る給付額が変動する制度です。確定拠出年金には、企業型年金と個人型年金があります。

注1 受託件数は、共同受託の場合は重複計上を避けるため幹事会社をベースに計上しています。

注2 本表の受託残高は時価ベースです。

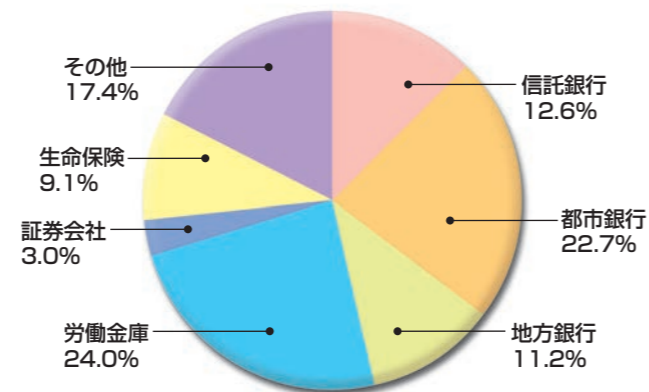
注3 件数は厚生年金基金が基金数、確定給付企業年金が制度数、確定拠出年金が規約数です。

注4 確定給付企業年金の件数および残高は、規約型および基金型の合算値です。

財産形成信託

勤労者の計画的な財産形成を促進し、その生活の安定を図ることを目的とした勤労者財産形成促進制度に基づき、信託銀行では、財産形成信託、財産形成年金信託、財産形成住宅信託等を取り扱っています。

●財産形成貯蓄取扱金融機関別シェア
(平成29年3月末現在)

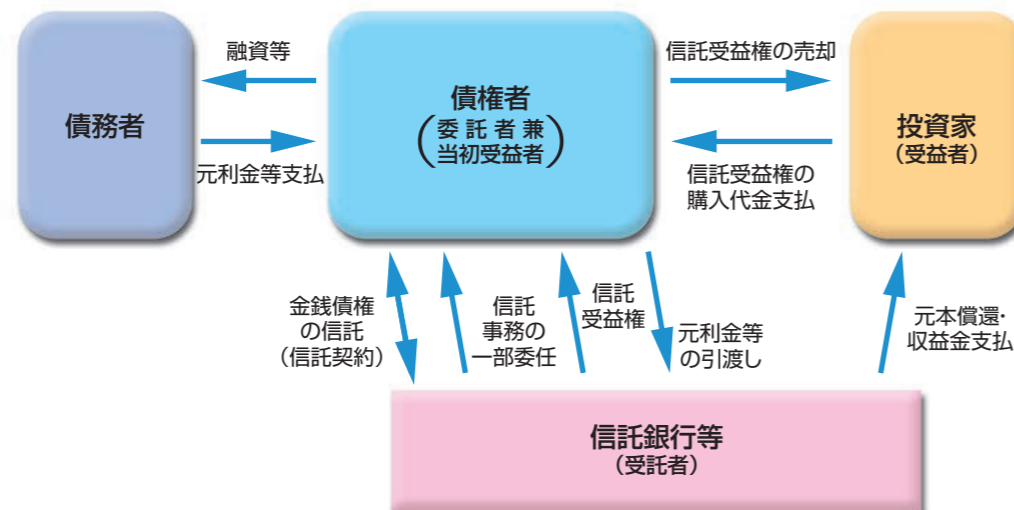


資産流動化の信託

資産流動化の信託は、金融機関や事業会社等の財務改善や資金調達の方法として利用されています。主なものとしては、金銭債権の信託や不動産の信託があり、受託残高は 69 兆円（平成 29 年 3 月末現在）です。

このうち、金銭債権の信託には、事業会社等が保有する売掛債権を信託する『売掛債権信託』、金融機関が保有する住宅ローン債権等の貸付債権を信託する『貸付債権信託』、リース・クレジット会社が保有する債権を信託する『リース・クレジット債権の信託』などがあります。

●金銭債権の信託の仕組み



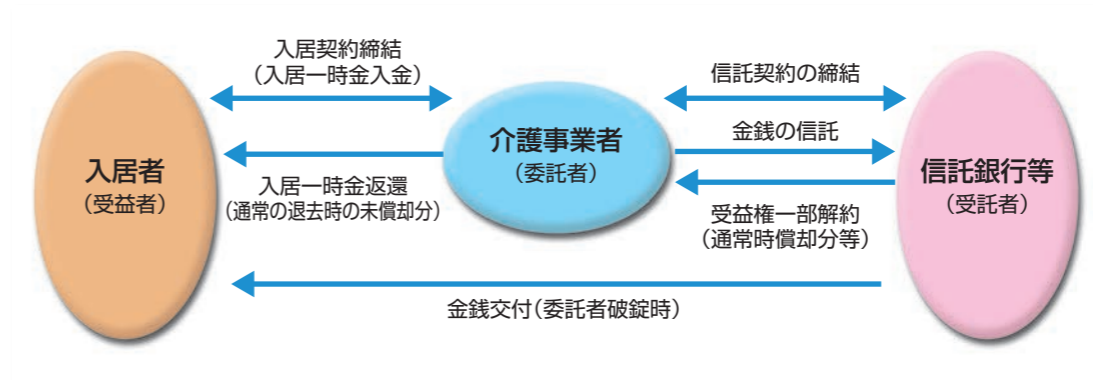
資産保全を目的とする信託

顧客が事業者に対して事前に支払った前払い金等について、事業者が破綻した場合等に顧客に返還すべき前払い金の保全を目的とする信託が利用されています。

このような信託の倒産隔離機能に着目した資産の保全を目的とした信託は、老人ホームの入居一時金、高齢者向け住宅の前払い家賃、語学学校等の前払い授業料等の保全に利用されています。

また、動産や不動産の売買取引において代金決済や取引の安全性を確保する目的でも利用されています。

●老人ホームの入居一時金信託の仕組み



担保権の信託(セキュリティ・トラスト)

担保権の信託は、担保権の管理を目的として、信託を担保権設定の方法で設定するもので、シンジケートローンなどにおいて利用されています。

●担保権の信託の仕組み



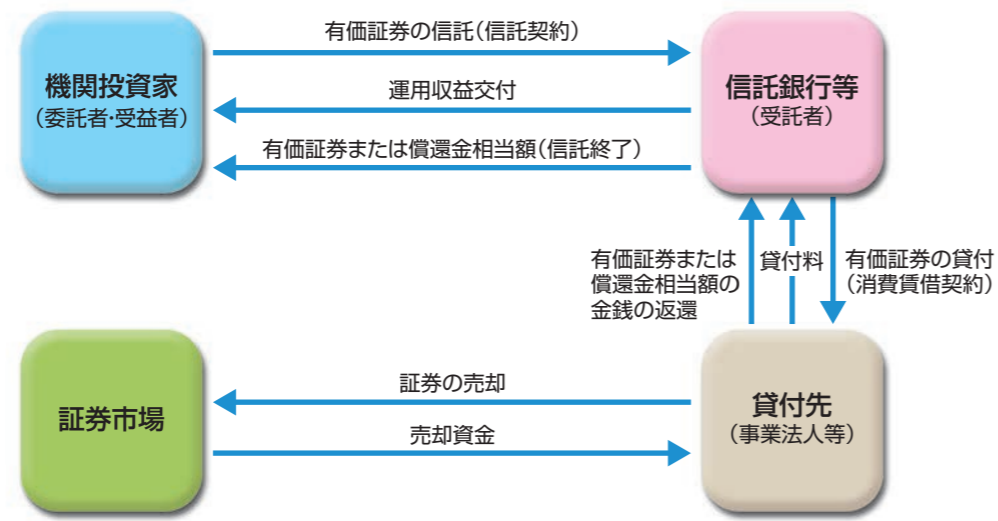
受益証券発行信託

受益証券発行信託は、受益権を表示する証券（受益証券）を発行する信託で、例えば、貴金属を信託財産とする国内商品現物型 ETF や、ETN（指数連動証券）を信託財産とする有価証券信託受益証券として利用されています。

有価証券の信託

有価証券の信託は、信託の引受けの際の信託財産が有価証券である信託で、受託残高は61兆円（平成29年3月末現在）となっています。有価証券の信託には、信託の目的により、有価証券の貸付運用（レポ取引）等によって収益をあげることが目的とした『運用有価証券信託』、有価証券の利息・配当金・償還金の取立てや新株の払込みなどの管理を目的とした『管理有価証券信託』などがあります。

●運用有価証券信託（消費貸借型）の仕組み



証券代行業務

信託銀行は、株式発行会社の委託を受け、株主名簿の管理をはじめ多様な株式事務を円滑に行っています。わが国の上場会社の株式事務を受託しているほか、外国会社の株式事務も受託しています。

■証券代行業務取扱状況の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
会社数	6,060	5,982	5,975	5,992	5,998
株主数	52,609	52,576	52,429	55,883	55,900

(単位:社、千人)

不動産業務

信託銀行等は、不動産の仲介や分譲のほか、企業が保有する不動産の活用のためのコンサルティング、不動産の管理等の幅広い不動産業務を行っています。

また、信託銀行では、不動産鑑定評価の業務も行っており、不動産鑑定士および不動産鑑定士補535人（平成29年3月末現在）を擁しています。

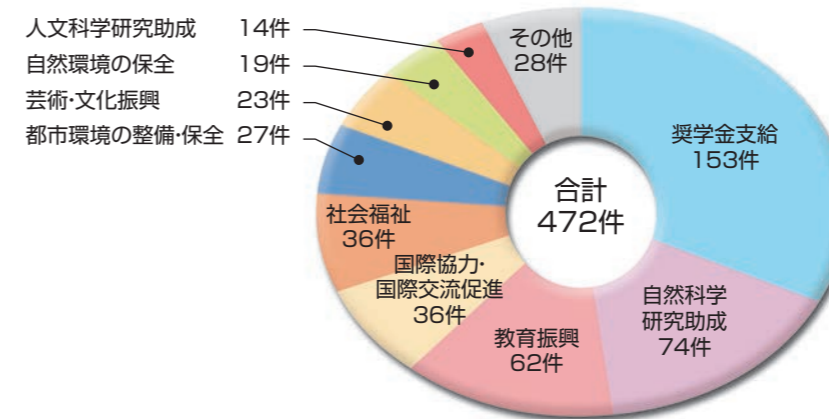
(3) 公益・福祉

公益信託

公益信託は、奨学金支給、自然科学研究助成、社会福祉等の公益活動の助成を目的として、個人や企業が信託銀行等に金銭等の財産を信託するもので、一定の要件を満たす公益信託には税制上の優遇措置が講じられています。

なお、公益信託の受託件数472件、受託残高は604億円（平成29年3月末現在）となっています。

●公益信託の受託件数（平成29年3月末現在）



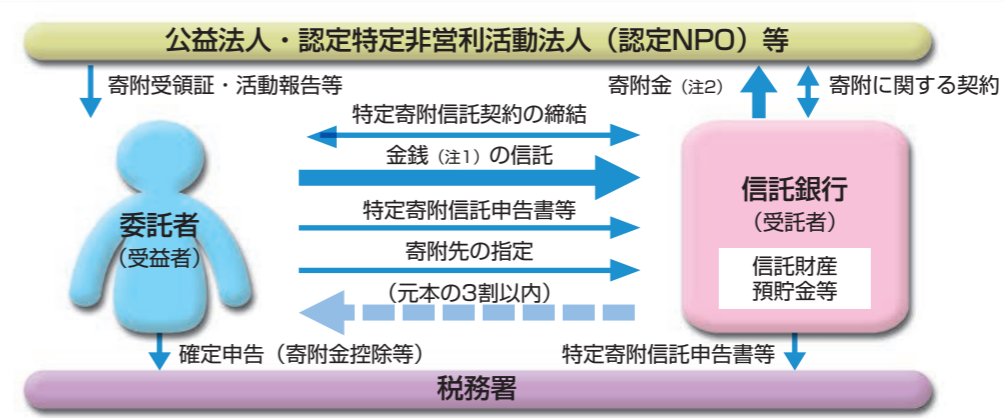
特定寄附信託

特定寄附信託は、信託銀行と契約した公益法人等（公益法人や認定特定非営利活動法人（認定NPO）等）のうち、委託者である寄附者が指定した公益法人等に、信託された金銭を運用収益とともに寄附し、公益のために活用する信託です。

委託者である寄附者が寄附する公益法人等を指定することができ、寄附先からの定期的な活動報告により活動状況を知ることができるという特徴があります。

また、寄附者が寄附金控除等を受けることができるほか、運用収益が非課税になるといった税制上の優遇措置もあります。

●特定寄附信託の仕組み



(注) 1. 信託できる財産は、金銭に限られています。
2. 運用収益の全額が、元本とともに寄附金に充てられます。

●公益信託の税制

公益信託のうち、一定の要件を満たすものを「特定公益信託」といいます。また、特定公益信託のうち、一定の信託目的を有するものとして主務大臣の認定を受けたものを「認定特定公益信託」といいます。それぞれに金銭を出捐した場合には税制上の優遇措置があります。

【拠出金の税制上の取扱い】

委託者	特定公益信託	認定特定公益信託
個人（相続財産）	-	寄附金控除 相続税非課税
法人	一般寄附金として損金算入	別枠損金算入

●特定寄附信託の創設の背景

特定寄附信託は、信託を通じた寄附を促進し、より一層の公益活動を促す観点から、平成23年度税制改正において新たに創設された寄附の制度です。「どこに寄附したらよいか分からない」、「寄附金がきちんと使われたのか確認したい」というニーズに応えるため、米国のブランド・ギビング信託制度を参考に、信託を活用した新たな寄附の仕組みとして導入され、公益のために活用されています。

● 特定贈与信託の適用対象となる障がい者の範囲の拡大

特定贈与信託は、昭和50年に創設された贈与税の非課税措置に基づく制度です。平成25年度税制改正において、これまでの重度の心身障がい者(特別障害者)のほかに、中軽度の知的障がい者および障害等級2級または3級の精神障がい者等が本制度の対象に加えられました。

● 特定贈与信託

特定贈与信託(特定障害者扶養信託)は、障がい者の生活の安定を図ることを目的としてその親族や篤志家等が信託銀行等に金銭等の財産を信託するものです。

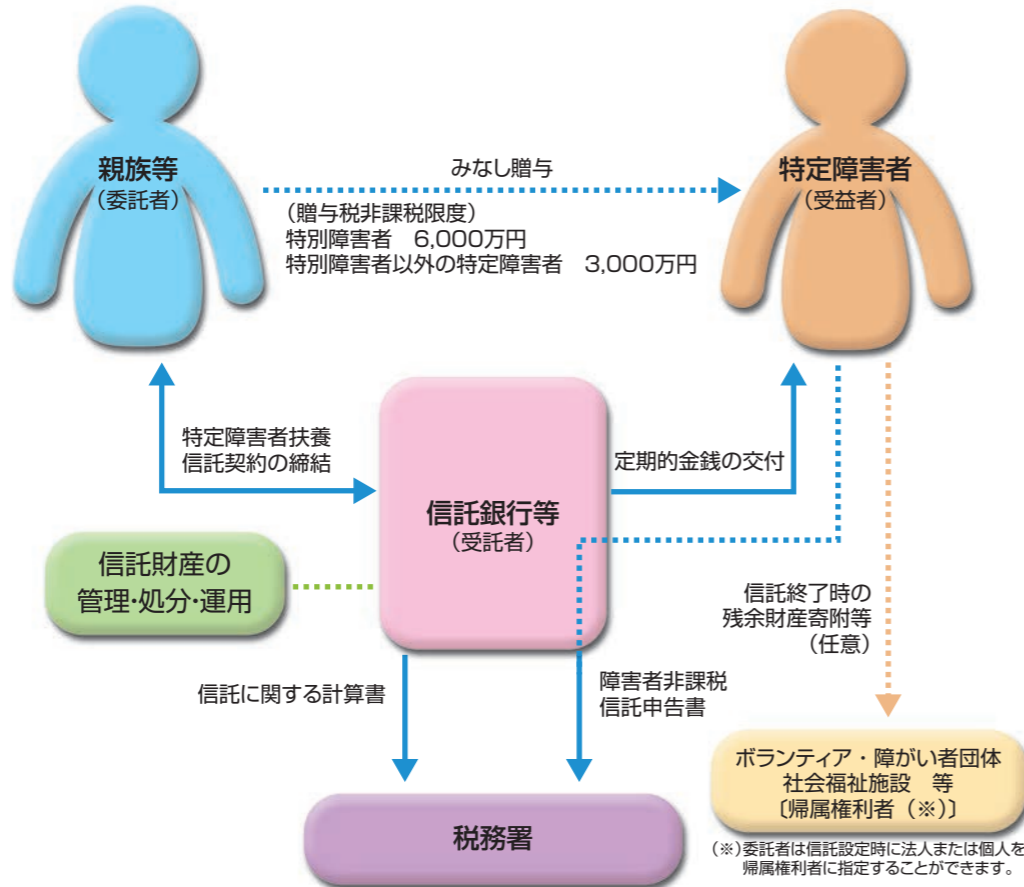
信託銀行等は信託された財産を管理・運用し、特定障害者(以下に記載する「特別障害者」および「特別障害者以外の特定障害者」をいいます。)の生活費や医療費等に充てるため、信託財産の一部から定期的に金銭を交付します。

この信託を利用することにより、特別障害者(重度の心身障がい者)については6千万円、特別障害者以外の特定障害者(中軽度の知的障がい者および障害等級2級または3級の精神障がい者等)については3千万円を限度に贈与税が非課税となります。

特定障害者が死亡した際の残余財産は、その相続人または受遺者に交付されます。また、信託する際に、ボランティア・障がい者団体や社会福祉施設等を指定しておくことで、残余財産を寄附して他の障がい者のために活用することもできます。

なお、特定贈与信託の受託件数は1,633件、受託残高は384億円(平成29年3月末現在)となっています。

● 特定贈与信託の仕組み



(※)委託者は信託設定時に法人または個人を帰属権利者に指定することができます。

● 後見制度支援信託

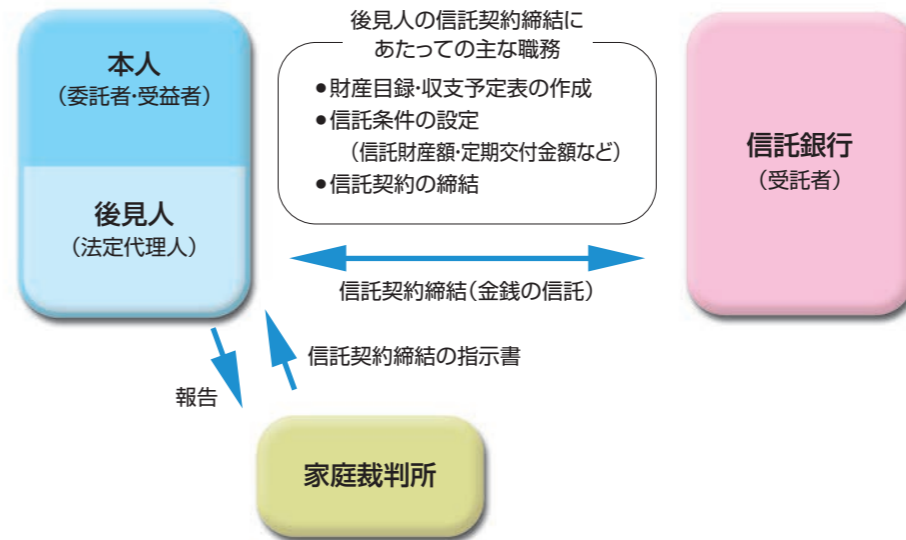
後見制度支援信託は、後見制度を財産管理面でバックアップするための信託です。この仕組みでは、後見制度による支援を受けている方(本人)が金銭を信託銀行に信託し(信託契約の締結手続は後見人が行います)、信託された金銭の中から、本人の生活費用などの支出に充当するための定期交付や医療目的などの臨時支出に充当するための一時金の交付が行われます。

後見制度支援信託では、信託契約の締結、一時金の交付、信託の変更、解約の手続は、家庭裁判所の指示書に基づいて行われますので、家庭裁判所の関与のもとで、安全に本人の預貯金などを保全することができます。

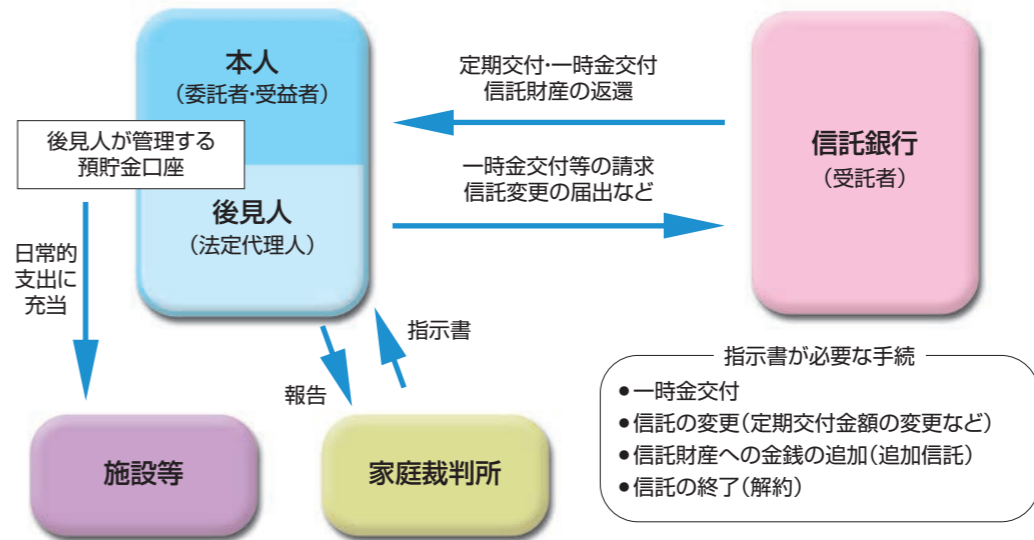
なお、後見制度支援信託の受託件数は18,528件、受託残高は5,447億円(平成29年3月末現在)となっています。

● 後見制度支援信託の仕組み

〈信託契約締結時〉



〈信託期間中・信託終了時〉



● 後見制度

後見制度には、成年後見制度と未成年後見制度とがあります。成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方(本人)について、本人の権利を守る援助者(成年後見人など)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。未成年後見制度とは、両親が亡くなるなど未成年者(本人)の親権者がいなくなった場合に、本人の権利を守る援助者(未成年後見人)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

● 後見制度支援信託の取扱開始の背景

成年後見開始事件数は高齢化の進展や介護保険制度の導入とあいまって急増し、成年後見制度発足時(平成12年)に比べると、平成22年の開始事件数は4倍超の約3万件となりました。他方で、件数の増加に伴い、不正事例が発生していたことも踏まえて、本人の財産の管理・保護のあり方を含め、適切な後見事務を確保するために信託を利用することができないかという問題意識から、最高裁判所事務総局家庭局の提案で、後見制度における信託制度の活用について法務省民事局および信託協会の三者で勉強会が開催されました。その後、平成23年2月に信託制度の機能を活用して後見制度を財産管理面で支援するものとして「後見制度支援信託」の仕組みが取りまとめられ、平成24年2月から取扱いが開始されました。

5 信託業界・協会を巡る動向

(1) 主な出来事

税制改正要望

<平成 29 年度税制改正要望>

信託協会では、平成 28 年 9 月に「平成 29 年度税制改正に関する要望」を取りまとめ、金融庁等関係省庁をはじめ関係各方面に要望しました。

【主要要望項目】

1. 企業年金および確定拠出年金等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること。
2. 株式の信託を利用した事業承継について、納税猶予制度の適用対象とすること。
3. 特定受益証券発行信託について、二重課税の調整を可能とすること等、所要の措置を講じること。

その結果、平成 29 年度税制改正の大綱において、特別法人税の課税凍結期限延長、教育資金贈与信託の領収書提出方法の拡充、役員報酬制度の見直し等が措置されました。

規制改革に関する提案

信託協会では、平成 28 年 11 月に「規制改革に関する提案」(18 項目)を取りまとめ、「規制改革ホットライン」の受付を実施している内閣府規制改革推進室宛てに提出するとともに、金融庁をはじめ関係各方面に要望活動を行いました。

第92回 信託大会の開催



信託協会は、平成 29 年 4 月 17 日、経団連会館において、第 92 回信託大会を開催しました。

はじめに、飯盛徹夫信託協会会長(みずほ信託銀行取締役社長)から「信託機能の発揮による社会・経済の発展・成長への貢献」、「信託に対する信頼の向上」について所信を述べた後、麻生太郎金融担当大臣、黒田東彦日本銀行総裁からそれぞれご挨拶をいただきました。

また、柳川範之東京大学大学院経済学研究科教授による「日本経済の今後と信託への期待」と題する講演を実施しました。

「動画で学ぶ信託～信託の活用事例、信託商品のご紹介～」の公開

平成 28 年 12 月に、当協会のホームページにおいて、新たな動画コンテンツ「動画で学ぶ信託」を公開しました。本動画コンテンツでは、信託の理念・仕組み・機能・活用方法等について易しく解説・紹介するとともに、近年登場した新たな信託商品や特に一般消費者や個人のお客さまの関心が高い信託商品の仕組みや制度、メリット等をご紹介します。

制度や商品をご存知の方も、そうでない方も、是非、一度ご覧下さい！

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/data06video.html>

<https://www.youtube.com/channel/UC6TUhTIKw5SC2wXisWSXuAa>



- 1. 信託の活用事例 (12分 24秒)



- 2. 信託のしくみ (10分 39秒)



- 3. 教育資金贈与信託 (7分 56秒)



- 4. 結婚・子育て支援信託 (6分 45秒)



- 5. 特定贈与信託 (7分 56秒)



- 6. 後見制度支援信託 (7分 33秒)



- 7. 遺言代用信託 (8分 11秒)



- 8. 遺言信託 (11分 15秒)



(2) 信託業界のあゆみ

	年 月	事 項	
大 正	8年 2月	任意団体「信託会社協会」設立	
	12年 1月	信託法・信託業法施行(大正11年4月公布)	
		信託会社協会は関西信託協会と合併し、「信託協会」と改称	
	12年 12月	旧信託会社(5社)に対し信託業法による信託業の初免許	
	15年 1月	「社団法人信託協会」創立	
昭 和	4年 5月	信託業法の一部改正施行により「財産に関する遺言の執行」および「会計の検査」の両業務追加	
	18年 5月	普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等二関スル法律施行	
	26年 6月	証券投資信託法施行	
	27年 6月	貸付信託法施行	
	29年 10月	大蔵省が銀行・信託の分離方針を決定	
	33年 11月	証券代行業務の取扱開始	
	37年 4月	適格退職年金信託の取扱開始(平成24年3月 適格退職年金制度の廃止)	
	41年 10月	厚生年金基金信託の取扱開始	
	47年 1月	財産形成信託の取扱開始	
	50年 5月	特定贈与信託の取扱開始	
	50年 10月	財産形成給付金信託の取扱開始	
	52年 5月	公益信託の取扱開始	
	53年 11月	財産形成基金信託の取扱開始	
	56年 6月	貸付信託「ビッグ」の取扱開始	
	57年 10月	財産形成年金信託の取扱開始	
	59年 3月	土地信託の取扱開始	
	60年 12月	金銭信託「ヒット」の取扱開始(平成元年6月 金銭信託「スーパーヒット」の取扱開始)	
	63年 4月	財産形成住宅信託の取扱開始	
平 成	3年 5月	国民年金基金信託の取扱開始	
	4年 11月	実績配当型の指定金銭信託(ユニット型)の取扱開始	
	5年 4月	金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律施行	
	5年 7月	信託代理店による信託業務の取扱開始	
	5年 10月	地域金融機関本体による信託業務の取扱開始	
	10年 9月	資産の流動化に関する法律施行	
	10年 12月	証券会社の顧客分別金信託の取扱開始	
	11年 9月	退職給付信託の取扱開始	
	13年 10月	確定拠出年金法施行	
	14年 2月	金融機関ノ信託業務ノ兼営等二関スル法律(兼営法)の一部改正施行(都市銀行等の信託業務の解禁等)	
	14年 4月	確定給付企業年金法施行	
	16年 12月	改正信託業法施行(受託可能財産の範囲の拡大、信託業の担い手の拡大等)	
	19年 9月	改正信託法・信託業法施行(受託者の義務の合理化、受益者の権利行使の実効性・機動性を高めるための規律の整備、新しい類型の信託の創設等)	
			金融商品取引法施行
	23年 10月	一般社団法人への移行により「一般社団法人信託協会」と改称	
24年 1月	特定寄附信託の取扱開始		
24年 2月	後見制度支援信託の取扱開始		
25年 4月	教育資金贈与信託の取扱開始		
27年 4月	結婚・子育て支援信託の取扱開始		

(3) 信託業界の動き

	年 月 日	事 項
平成28年	7月 8日	信託協会、「国債取引における清算機関の利用拡大に係る具体的な取組みについて」を公表
	9月 15日	信託協会、「平成29年度税制改正要望」を取りまとめ、関係省庁等へ提出
		飛騨ITアセット信託(現 すみれ地域信託(平成29年3月1日商号変更))、準社員として信託協会に入会
	9月 21日	信託協会、「民法(相続関係)等の改正に関する中間試案」に関する意見を法務省民事局参事官室に提出
	9月 30日	信託協会、民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見を法務省民事局参事官室に提出
	11月 17日	信託協会、「規制改革に関する提案」を取りまとめ、内閣府規制改革推進室に提出
	11月 末	信託財産総額が1,000兆円を突破
	12月 13日	信託協会、「信託の受託概況(平成28年9月末現在)」を発表
	12月 15日	信託協会、平成28年度信託研究奨励金の贈呈を決定



平成28年度信託研究奨励金贈呈式(平成29年1月24日)

	年 月 日	事 項
平成29年	1月 23日	信金中央金庫、準社員として信託協会に入会
	2月 17日	信託協会、「顧客本位の業務運営に関する原則(案)」に係る意見等を金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室に提出
	4月	信託協会、平成29年度信託法講座を東京大学、早稲田大学、慶應義塾大学に寄付し、4月から開講
	4月 1日	信託協会、平成29年度信託研究奨励金の募集を開始
	4月 20日	南都銀行、準社員として信託協会に入会
	5月 23日	信託協会、「企業年金(確定給付型)の受託概況(平成29年3月末現在、速報値)」を発表
	5月 23日	信託協会、「確定拠出年金(企業型)の受託概況(平成29年3月末現在、速報値)」を発表
	6月 16日	信託協会、「公益信託の受託状況(平成29年3月末現在)」を発表
	6月 28日	信託協会、「信託の受託概況(平成29年3月末現在)」を発表

6 信託協会の概要

(1) 目的および事業

信託制度の発達を図り公共の利益を増進することを目的として、次のような事業を行っています。

- ① 信託に関する調査研究および資料収集
- ② 信託業務および信託事務の改善に関する調査企画
- ③ 関係官庁等に対する提言および相互の連絡、調整
- ④ 信託の研究振興に関する企画、運営
- ⑤ 信託の社会的機能等に関する広報活動
- ⑥ 信託利用者の保護および利便性向上に関する活動
- ⑦ 相談、苦情処理および紛争解決に関する業務の企画、運営

認定個人情報保護団体

認定個人情報保護団体として、加盟会社の個人情報の適正な取扱いの確保のための業務を行っています。

等

(2) 組織

信託協会の組織としては、総会、理事会および理事会を補佐する機関として一般委員会、さらにその下に各種委員会、部会等を置いています。

事務局は、企画室、総務・業務・調査の各部のほか、個人情報保護推進室、コンプライアンス推進室、信託相談所および信託文献センターをもって組織されています。

信託協会ホームページ



信託協会ホームページでは、信託にご関心のある方のために「はじめての信託」、信託をもっと知りたい方のために「もっと信託」のコーナーを設け、信託制度、信託商品等を解説しているほか、信託に関する講師の派遣や各種パンフレット・リーフレットについてご案内しています。
 <パンフレット・リーフレットや講師派遣に関するお問合せ>
 信託協会総務部（広報担当） ☎ 03-6206-3981

信託相談所

相談受付時間 午前9時～午後5時15分
 （※土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く）
 電話 ☎ 0120-817335
 ☎ 03-6206-3988

【トラブル解決は「あっせん委員会」へ】

信託銀行等の信託業務等についてのトラブルがなかなか解決しないお客さまは「あっせん委員会」をご利用いただけます。「あっせん委員会」とは、信託協会が設置する、弁護士、学識経験者、消費者問題専門家等で構成される中立、公正な委員会です。
 詳しくは、信託協会ホームページをご覧ください。

<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/profile/profile04.html>



信託文献センター

開館時間 午前9時30分～午後4時30分
 （※土・日曜日、祝日などの銀行の休業日を除く）
 ☎ 03-6206-3987

(3) 信託協会加盟会社一覧 (平成29年8月1日現在)

社員 (4社)

- 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
- 三菱UFJ信託銀行株式会社
- みずほ信託銀行株式会社
- 株式会社 りそな銀行

準社員 (57社)

- ニューヨークメロン信託銀行株式会社
- 野村信託銀行株式会社
- あおぞら信託銀行株式会社
- 新生信託銀行株式会社
- 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- 資産管理サービス信託銀行株式会社
- 株式会社 SMBC信託銀行
- 株式会社 琉球銀行
- 株式会社 静岡銀行
- 株式会社 八十二銀行
- 株式会社 広島銀行
- 株式会社 伊予銀行
- 株式会社 群馬銀行
- 株式会社 阿波銀行
- 株式会社 佐賀銀行
- 株式会社 肥後銀行
- 株式会社 四国銀行
- 株式会社 千葉銀行
- 株式会社 整理回収機構
- 信金中央金庫
- ドイツ信託株式会社
- 楽天信託株式会社
- スターツ信託株式会社
- 株式会社 山田エスクロー信託
- ファースト信託株式会社
- SMFL信託株式会社
- プルデンシャル信託株式会社
- 株式会社 エスクロー・エージェント・ジャパン信託
- 積水ハウス信託株式会社
- ステート・ストリート信託銀行株式会社
- 株式会社 しんきん信託銀行
- 農中信託銀行株式会社
- 日証金信託銀行株式会社
- 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- オリックス銀行株式会社
- 株式会社 三井住友銀行
- 株式会社 沖縄銀行
- 株式会社 常陽銀行
- 株式会社 中国銀行
- 株式会社 百十四銀行
- 株式会社 福岡銀行
- 株式会社 西日本シティ銀行
- スルガ銀行株式会社
- 株式会社 山口銀行
- 株式会社 東邦銀行
- 株式会社 新銀行東京
- 株式会社 南都銀行
- 神奈川県信用農業協同組合連合会
- 日立キャピタル信託株式会社
- 株式会社 朝日信託
- ロンバー・オディエ信託株式会社
- 株式会社 FPG信託
- サーバントラスト信託株式会社
- ほがらか信託株式会社
- 大東みらい信託株式会社
- FXクリアリング信託株式会社
- すみれ地域信託株式会社